

就労支援制度

のご案内

お問い合わせ：上越市役所 こども家庭センター
家庭福祉・給付係
電話：025-520-5726

★母子・父子自立支援員による就労支援

市では、母子・父子自立支援員が、母子家庭、父子家庭向けの就労支援（相談、ハローワークへ同行など）を行っています。

●受付時間

平日 午前9時～午後3時50分（できるだけ事前に電話で予約してください）

「収入がさがって将来に不安、転職したい」
「就職活動は久しぶり。ちょっと不安…」



お気軽にご相談ください。

就職に有利な資格取得をお考えの方へ

～かかった費用や生活費を支援する制度があります～

①高等職業訓練促進給付金

対象の国家資格やデジタル分野の民間資格取得のため、6ヶ月以上養成機関で修学する際に、毎月、生活費を支給します。

②自立支援教育訓練給付金

就職に役立つ資格を取得する講座を受講した際に、かかった費用を支給します。

●対象となる人

- 児童扶養手当の支給または、ひとり親家庭等医療費助成を受けている母もしくは父、または、同様の所得水準（世帯分離している扶養義務者の所得額超過で手当の支給がない等）にある人

●申請期間

随時受け付けます。ただし、必ず、受講を開始する前に申請してください。

詳細は裏面をご覧ください

①高等職業訓練促進給付金

国家資格を取得して、長く
安定した就労を目指す方に

対象の国家資格やデジタル分野の民間資格取得のため、6か月以上養成機関で修学する際に、毎月、生活費を支給します

●対象資格

国家資格：看護師、介護福祉士、保育士、調理師 等

民間資格：シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格 等

●助成額

住民税非課税世帯…100,000円／月（修学最終年度は140,000円）

住民税課税世帯…70,500円／月（修学最終年度は110,500円）

受給者本人と扶養義務者の前年所得の課税状況で毎年判定します。



●助成期間

上限48月（修学期間の最初の4年分を助成）

※助成額や助成期間は、次年度以降変更となる場合があります。

●その他

- ・入学を希望する方は、次年度の予定でもすぐにご相談ください。
申し出がなかった場合、支給できない場合があります。
- ・受講費用等の貸付制度があります（※資格取得後の就労状況によって返済を免除されます）
 - ① 養成機関へ入学する時…入学準備金の貸付
 - ② 養成機関を卒業し、取得した資格を活かして県内に就職する時…就職準備金の貸付

②自立支援教育訓練給付金

スキルアップを目指す方に

就職に役立つ資格を取得する講座を受講した際に、かかった費用を支給します。

●対象講座

厚生労働大臣の指定する講座（例：医療事務、介護職員実務者研修など）

どんな講座が対象？

通信教育も対象！

上越市で受講できる
所はどこ？

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/> で検索♪

●助成額

講座受講にかかった費用の一部（入学料及び授業料に限る。その他テキスト代等は対象外）

※上限：一般教育訓練は年間20万円、専門実践訓練は修学年数×40万円（最大160万円）となります。専門実践訓練終了後1年以内に資格取得し、就職した場合は受講費用の25%（年間20万円）を追加支給します。助成額が1万2千円未満の場合は対象になりません。

※ただし、ハローワークからの助成（講座受講にかかった費用の2割～7割）を控除した額が市からの助成額となります。事前にハローワークで相談のうえ、市の給付金申請の際に、ハローワーク発行の「教育訓練給付金支給要件回答書」を持参してください。

●その他

- ・過去にこの制度を利用し助成を受けたことがある場合は、助成を受けることができません。
- ・受講開始の1か月前までに申請してください。